

トピックス

- 趙雪巍弁護士による米中貿易摩擦による日系企業へのインパクト及びその対策の講演
- 張国棟弁護士による中国医療機器流通政策の実態と展望の講演

法令速報

- 全国人民代表大会常務委員会、「データセキュリティ法」を可決
- 全国人民代表大会常務委員会、「反外国制裁法」を可決
- 全国人民代表大会常務委員会、「安全生産法」の改定に関する決定を可決

弁護士コラム

- 「個人情報保護法(草案)」の二審案の修正ポイントについて

趙雪巍弁護士による米中貿易摩擦による日系企業へのインパクト及びその対策の講演

ジェトロ様により中国進出企業支援活動の一環として、2021年6月21日に金誠同達法律事務所の趙雪巍シニアパートナー弁護士が「貿易制裁関連の米中応酬による日系企業へのインパクト及びその対策」と題する講演を発表いたしました。

近年、米中両国の対立が日々エスカレート化しています。米国政府は多くの中国企業に対して制裁を加えている一方で、中国政府は反撃として立法上または経済外交などの面において手を打っています。これらの措置による影響は米中企業に限るだけではなく、さらに日本などの第三国の企業と、中国企業との間の特定取引に及ぼす可能性もあります。今回のセミナーでは、米国制裁と中国対抗立法に悩まされている日系企業の事例を多く手掛けてきた趙雪巍弁護士が、米国による最新の対中貿易制裁の内容と法令および中国からの反撃など、米中貿易摩擦に関する現在の動向と今後の見通しを整理し、日系企業が中国企業との取引において、どのような法的リスクに直面しているか、また、それに如何に対処すれば良いか等について取りました。

具体的に、この度のセミナーでは、まず米国制度の紹介として、「輸出管理規則」(EAR)に基づくエンティティ・リスト等の米国輸出規制制度の概要と運用例、「国際緊急経済権限法」(IEEPA)等に基づくSDNリストを代表とする米国経済制裁制度の概要と運用例が取り上げられました。次に、そんな米国法への対抗として、直近の中国立法である「信頼できないエンティティ・リスト規定」「外国法律・措置の不当な域外適用の遮断弁法」「反外国制裁法」の重要条項の解説とともに、日系企業へのインパクトの分析がなされました。最後に、日系企業としての対応策について、中国対抗立法発動の予見可能性、通常の対策、法的抗弁策、及び協力による解決の方向性等の面から、講演者の実務経験を交えた提案が行われた、という構成になっております。

張国棟弁護士による中国医療機器流通政策の実態と展望の講演

日系企業が関心を寄せている「二票制」という中国での医療機器の流通政策の実態などに対するご理解の更なる深化に資するために、金誠同達法律事務所の日本業務部門は、2021年6月30日に某大手金融会社が開催された日系大手資産運用会社の機関投資家向けの勉強会にて、「二票制による中国の医薬品・医療機器の流通市場への影響と対応」と題する講演を発表いたしました。

日本業務部門のシニアパートナーである張国棟弁護士は、日系企業の海外進出(中国展開)のサポートへの従事の実務経験や、中国の商習慣についての豊富な知識を有していることが評価され、今回の勉強会におきまして、講師を担当させていただきました。張国棟弁護士は、ご参加いただいた皆様のために、「二票制」の概念・背景・改革の主な目的を紹介し、医薬品および医療機器業界における「二票制」展開の経緯、効果および問題点を紹介させていただきました。また、「二票制」を背景として中国で事業を展開する日系企業の取り組みの現状に対しても、説明を行わせていただいたうえで、経営上やコンプライアンス上の対応方法なども提言させていただきました。勉強会の終了後には、講師が皆様からご提起いただいたご質問に対して、可能な限り詳細かつ的確な解答を行わせていただきました。勉強会は参加者の皆様からの温かい好評を頂きました。

今回の勉強会においては、医薬分野の「二票制」改革の総括と展望を通じて、企業の皆様にとって価値のある情報を提供することを目的に解説いたしました。ご参加いただいた皆様は今回の勉強会から示唆を得られ、今後、「二票制」改革によってもたらされる課題に、よりよく対応できるであろうことを祈っております。

全国人民代表大会常務委員会、「データセキュリティ法」を可決

データ取扱活動の規範化に向けて、6月10日に、第十三回全国人民代表大会常務委員会第二十九次会議において、「データセキュリティ法」が可決された。同法は2021年9月1日から施行される。そのうち、「データセキュリティ法」の第三章では、データセキュリティ制度に対する規定が行われており、これにはデータ分類・分級保護制度、データセキュリティリスク評価・報告・情報共有・モニタリング警報システム、データセキュリティ応急処置システム、データセキュリティ審査制度などが含まれている。このほ

かにも、「データセキュリティ法」においてはさらに、データセキュリティ保護義務に対する明確化が行われており、重要データの取扱者は、データセキュリティの責任者と管理機構を明確にし、データセキュリティ保護責任を実施しなければならないという旨が提起されている。さらに、越境データフローに対する厳格な規定が行われており、中華人民共和国の主管機関の承認を経ずに、中国国内の組織と個人は、中華人民共和国の国内に保存されているデータを中国国外の司法機構または法執行機構に提供してはならないとされている。

(出典: <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/7c9af12f51334a73b56d7938f99a788a.shtml>)

全国人民代表大会常務委員会、「反外国制裁法」を可決

国家の主権と安全の擁護、ならびに中国の公民および組織の合法的な権益の保護に向けて、6月10日に、第十三回全国人民代表大会常務委員会第二十九次会議において、「反外国制裁法」が可決された。同法は可決日から施行されている。「反外国制裁法」においては、次の旨が規定されている。

差別的な制限措置の制定・決定・実施に直接または間接的に参加した個人、組織その他関係者または関係組織に対し、国务院の関連部門は、実際の状況に応じて以下の一種または数種の措置を採択することができる:

- ビザの不発給、入国の不許可、ビザの取消または国外追放
- 中国国内にある動産、不動産その他各種財産の封鎖、差押え、または凍結
- 中国国内の組織・個人が、当該個人、組織その他関係者または関係組織と行う関連の取引や提携などの活動の禁止または制限
- その他の必要な措置

(出典: http://www.gov.cn/xinwen/2021-06/11/content_5616935.htm)

全国人民代表大会常務委員会、「安全生産法」の改定に関する決定を可決

安全な生産業務の更なる強化に向けて、6月10日に、第十三回全国人民代表大会常務委員会第二十九次会議においては、「安全生産法」の改定に関する決定が可決された。同法は自2021年9月1日から施行される。今回の「安全生産法」の改定においては、安全生産責任体系が整備されており、各種の生産経営組織はいずれも、全員安全責任制を整備および実施しなければならない旨が強調されている。今回の改定ではさらに、新たな問題と新たなリスクに対応するための予防が強化されており、飲食等業界の生産経営組織による天然ガスの使用に対する規定が追加され、可燃性ガス警報装置の据付けが当該組織に要求されている。さらに、鉱山または金属の精錬にかかわる建設プロジェクト、および危険物品の生産・貯蔵・積卸しに用いられる建設プロジェクトの施工組織に対する要求が追加されており、施工資格を違法に譲渡してはならず、かつ、違法に下請に出してはならないという旨が当該組織に要求されている。このほかにも、違法行為に対する処罰の強度が更に引き上げられている。一つ目は、事故に対する過料の金額の引上げであり、現行法の規定する20万元から2000万元までの範囲が、30万元から1億元までの範囲へと引き上げられている。組織の主要責任者に対する過料の金額は、年収の30%から

80%までの範囲が、40%から100%までの範囲へと引き上げられている。二つ目は、懲罰方法の更なる厳格化である。生産経営組織が事故の潜在的な災禍を除去するための措置を採択していない状況に対し、現行の先に是正を命じ、是正を拒んだ場合には、生産停止、操業停止および肅正を命じ、かつ、過料に処するという方法から、ひとたび発覚に至れば直ちに是正を命じて過料に処し、是正を拒んだ場合においては、生産停止、操業停止および肅正を命じ、生産停止や肅正をも拒んだときは、期限超過日から一日ごとに連続して過料に処し、かつ、当該組織の閉鎖を地方人民政府に要請することができるという方法へと改定されている。

(出典: http://www.gov.cn/xinwen/2021-06/11/content_5616916.htm)

「個人情報保護法(草案)」の二審案の修正ポイントについて

作者 瀋博文

第13期全国人民代表大会常務委員会(以下「**常務委員会**」という。)は2021年4月29日に、同会の公式サイト上において、「個人情報保護法(草案・第二回審議稿)」(以下「**二審案**」という。)の全文を公開した。一審案の内容と比較して検討した結果として、二審案における重要な修正内容をピックアップし、以下のとおりコメントさせていただく。

1. 個人情報保護の原則

二審案の第6条においては、「必要最小限原則」の定義が明確にされている。ここでの修正には、国家推奨標準である「情報セキュリティ技術 個人情報安全規範」(GB/T 35273-2020)の第4条と第5.2条の内容が、反映されているものと考えられる。また、二審案の第7条においては、個人情報取扱者が明示すべき内容が追加されている。この修正に基づき、今後は、個人情報取扱いの目的、方法および範囲の明示が、個人情報の取扱者となる企業の法的義務となる。

2. 個人情報を取り扱うことのできる状況

二審案の第13条第1項第(五)号において、「本法の定めに基づき、合理的な範囲内において、既に公開されている個人情報を取り扱うとき。」という内容が追加されている。これは新規の規定ではなく、中国の「民法典」第1036条には、既に類似の内容が存在している。この規定に基づき、今後は、既に公開されている個人情報を条件付きで利用することが可能となる。その一方で、「合理的な範囲」の詳細については、なおも明確に規定されておらず、関連の政府部門と裁判所の更なる説明により、より一層明確にされる必要がある。

3. 個人による同意撤回の権利

二審案の第16条第1項においては、個人による同意撤回の権利が更に詳細に規定されている。当該内容に基づき、個人情報の取扱者となる企業は、従業員、取引先、顧客などによる同意の撤回に対し、簡便な方法を提供する義務を負うことになる。

4. 個人情報の越境提供

二審案の第 38 条から見てみると、中国国内の個人情報取扱者が中国国外に個人情報を提供する条件について、①「少なくとも法律の文言に列挙されている条件のうちのいずれかを満たさなければならない」という法律の枠組みは、変更されておらず、②基本的な条件は、依然として一審案の四種類のままであり、新たな条件は、追加されていない。このため、個人情報の越境伝送に対する法規制は、このとおりの枠組みをもって対応されていくものと推察される。今回の修正により、二審案の第 38 条第 1 項第(三)号においては、「国家インターネット情報部門が制定した標準的な契約の形式に従って」という内容が追加され、元の条件が更に整備されている。このように設定することで、今後の個人情報の越境送信に対する統一的な行政管理にとっても、利便性が高く、かつ、有利となるものと考えられる。

5. 中国国外の司法機構または行政機構への個人情報の提供に対する監督

二審案の第 41 条は、新規の規定である。今後は、中国の主管部門の認可を経なければ、原則として、当該情報を中国国外の司法機構または行政機構に提供することができなくなることから、一審案の定めと比べてみても、より一層厳格に規制されているものと思われる。

6. 超大型オンラインプラットフォーム等に対する個人情報保護上の特別な要求

二審案の第 57 条は、新規の規定で、超大型オンラインプラットフォーム等に対する個人情報保護上の特別な要求が追加される。しかしながら、本条に言及される「基礎的オンラインプラットフォーム」の定義、「ユーザー数」の具体的な基準、および「業務の種類の複雑性」に対する説明は、いずれも明確に規定されておらず、関連の政府部門と裁判所の更なる説明により、より一層明らかにされる必要がある。

7. 権利侵害責任の認定原則

二審案の第 68 条については、一審案の内容に比べると、個人情報の取扱者となる各企業が負うべき立証義務は、より一層加重されることとなる。法律に基づき、自らの無過失性を証明することのできないときは、個人情報を提供した個人に損害賠償責任を負う必要がある。このため、個人情報の取扱いについては、一方では関連の社内規程を慎重に整備しつつ、もう一方では関連の個人情報取扱いの合法性を立証することのできる文書や証拠等の保存の確保も、非常に重要な課題となるものと思われる。

以上

(終わり)

-
- 本誌は無料で配布させていただきます。
 - お問い合わせやご意見のある方は newsletter@jtnfa.com までご連絡ください。
 - 本誌内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねます

のでご了承下さい。

- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtnfa.com/JP>